

企画競争実施公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和5年8月15日

国土交通省共済組合
国土交通本省支部長 平山 孝治

記

1. 業務概要

- (1) 業務名 国土交通大学校柏研修センターにおける給食業務
- (2) 業務内容 国土交通省共済組合からの依頼を請けて、国土交通大学校柏研修センター内における給食の提供
- (3) 募集事業者 1事業者
- (4) 業務期間 令和5年12月1日から令和6年11月30日
ただし、5年を超えない範囲で国有財産の使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

2. 業務対象施設

- (1) 対象施設 国土交通大学校柏研修センター、千葉県柏市柏の葉3-11-1
- (2) 使用面積 445.84㎡

3. 企画競争参加資格

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。

- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて企画競争に参加しようとする者でないこと。
- (12) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、企画提案書等提出時までには是正を完了している者を除く。)
- (13) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がない者であること。(企画提案書等提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

4. 手続等

(1) 担当部局(問合せ先)

〒277-0882 千葉県柏市柏の葉3-11-1

国土交通大学校柏研修センター総務課施設係

電話 04-7140-8777 FAX 04-7134-7999

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和5年8月15日(火)から令和5年9月5日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に、上記(1)において書面により交付する。

(3) 説明会の日時、場所

①日 時：令和5年9月1日(金) 午後2時より

②場 所：千葉県柏市柏の葉3-11-1

国土交通大学校柏研修センター管理研修棟2F 第5教室

③内 容：給食業務の概要及び申請書類等に関する説明、質疑応答

④その他：説明会への出席者は1社につき2名以内とする。

※説明会参加希望者は、令和5年8月31日(木)午後5時までに会社名、所在地、出席者名、電話番号を記載の上、上記(1)までファックスすること。なお、応募者は、説明書を受領し説明会に参加した者に限る。

(4) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

令和5年9月8日(金)17時までに、上記(1)に持参又は郵送(書留郵便のみとし、提出期限必着とする。)にて提出すること。

5. 事業者の特定方法

説明書を受領し、説明会に参加した者が提出した企画提案書及び経営実績等を総合的に審査し、その評価された内容において給食業務を行う最適な事業者を特定する。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記4.(1)に同じとする。
- (3) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提案書等は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。
- (5) 提案書等に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 業務を行う最適な者として特定（以下「特定」という。）した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (7) 特定された事業者は、企画競争を実施した結果、給食業務を行う最適な者として特定しただけであり、国有財産の使用許可手続き及び契約手続の完了までは、契約関係は生じない。
- (8) その他詳細は説明書による。